

## 専任特例第 2 号の監理技術者の取扱いについて

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例第 2 号の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）について、当面の間、下記のとおりとします。

### 1. 専任特例第 2 号の監理技術者の配置が可能な工事（以下、「対象工事」という。）の範囲について

- ・入札公告時点で予定価格が 1 億円以上 2 億円未満の建設工事

### 2. 対象工事の要件

- ・以下の（1）から（3）の要件を全て満たしていること。
  - （1）建設工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事であること。
  - （2）主たる営業所の所在地が市内にある者のみを対象とした工事であること。
  - （3）兼務の対象となる他工事の発注者が益田市であること。

### 3. 入札契約手続きにおける取扱いについて

- （1）対象工事については、専任特例第 2 号の監理技術者の配置を認める旨を入札公告に記載します。
- （2）競争参加資格申請時に専任特例第 2 号の監理技術者となりうるものを配置予定技術者として申請する場合は複数申請を可能とするが、監理技術者補佐については 1 工事に対して、1 人の申請とし、他工事との同時申請は認めません。
- （3）専任特例第 2 号の監理技術者については、兼務先となる監理技術者又は専任特例第 2 号の監理技術者として現在従事中の工事が対象工事であること。
- （4）同一技術者を専任特例第 2 号の監理技術者として他工事の入札に同時申請することは可能です。
- （5）監理技術者補佐を申請する場合は、別添「専任特例第 2 号の監理技術者届」を提出すること。
- （6）監理技術者補佐は、補佐の対象となる専任特例第 2 号の監理技術者を競争参加資格申請時に指定すること。（複数指定も可）
- （7）専任特例第 2 号の監理技術者として申請した技術者は、落札決定までの同一人物における監理技術者への変更はやむを得ない場合を除き、認められない。
- （8）益田市建設工事低入札価格調査取扱規程に基づき、低価格入札者として契約を締結する場合は、配置予定技術者及び増員する技術者に専任特例第 2 号の監理技術者を配置することは不可である。